

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」（以下「基本条例」という。）の基本理念にのっとり、上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の実現を環境面で相互に整合・補完するものとして、“住み良い環境づくり”を目指して、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

また、“住み良い環境づくり”にあたっては、市のみならず、市民・市民団体、事業者それぞれの環境の保全等に関する取組（行動）が不可欠であるため、本計画は、その推進主体である市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働による取組の方向を明らかにし、その推進を目指していくものとします。

■基本理念（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第3条）

- 環境の保全等は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承されるように推進されなければならない。
- 環境の保全等は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会が構築されるように推進されなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

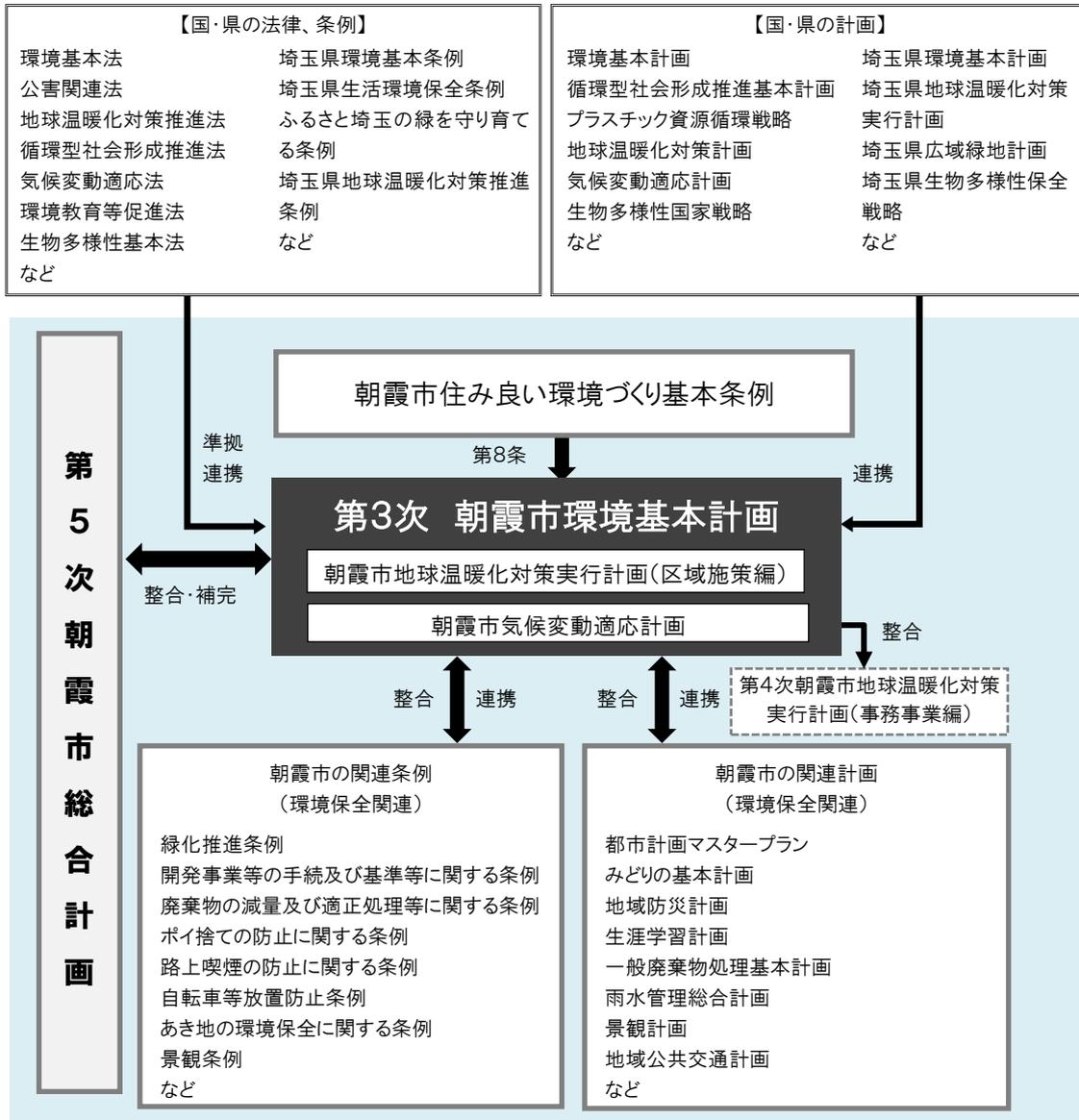
2. 計画の位置付け

本計画は、基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される、環境の保全等に関する基本的な計画です。市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画を環境面で補完する役割を担っており、関連する部門別計画や施策と連携し、環境分野の施策や取組を総合的に進めます。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律117号）に基づく「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく「朝霞市気候変動適応計画」を内包したものとなります。

また、市の事務事業における温室効果ガス排出量削減に関する「第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合を図ります。

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

3. 計画の推進主体

(1) 市、市民・市民団体、事業者の役割

本計画を推進する主体は、「市」、「市民・市民団体」、「事業者」です。

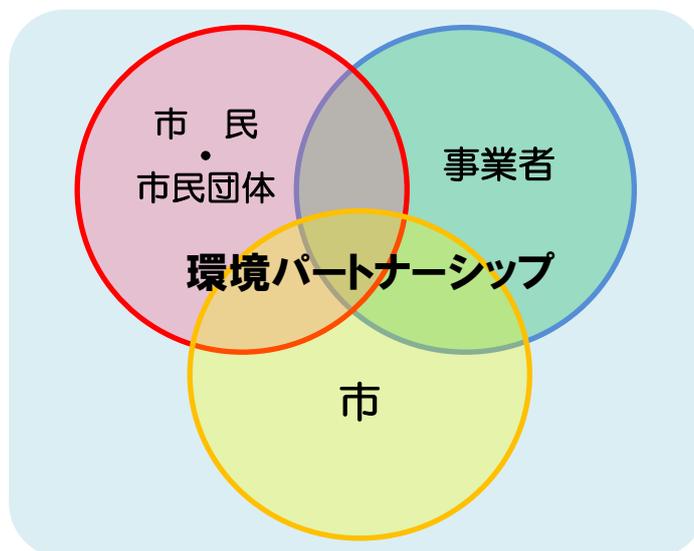
環境課題の解決は、市だけでなく、市民・市民団体、事業者の各主体が、役割に応じた取組（行動）を行うことが不可欠となっています。

■各主体に求められる主な役割

主体	主な役割
市	市は、本計画で定められた環境目標を実現するために総合的・体系的な環境行政を推進し、各種の環境に関する情報を把握し、施策を全庁的に実施・展開するとともに、市民・市民団体、事業者が主体的に参加しやすい環境を整え、環境の保全と創造に関する取組を協働により進めます。
市民・市民団体	市民・市民団体は、本市の環境が全市民の共有財産であり、かつ次世代へ残していくべきものであることを十分に自覚し、自らの行為で環境を損なうことがないように努めます。また、より良い環境を守り、育み、創出していくために、市や地域、団体が進める環境保全活動に主体的かつ積極的に参加します。
事業者	事業者は、自らの活動が環境に与える負荷を十分に認識し、公害防止はもとより環境への負荷を低減するように努め、よりよい環境を創出するために本計画の推進に主体的かつ積極的に参加します。

(2) パートナーシップ

本計画が目指す環境像や環境目標を実現するために、市、市民・市民団体、事業者の各主体が、環境情報や課題を共有し、相互に理解し合い、パートナーシップ（連携・協働）を重視することで、環境保全等に対する取組を積極的に進めます。



4. 計画の概要

(1) 計画の対象範囲

本計画では、以下に示す4つの環境の分野を対象範囲とします。

本計画の対象地域は朝霞市全域とします。ただし、県や国、地球規模の取組も求められるため、必要に応じて国や県、周辺自治体との連携も行います。

■対象範囲

環境の分野	キーワード
自然環境	緑地、水辺、動植物、生物生息環境、生態系、外来種、雨水、生物多様性、公園、都市緑地、景観、湧水、農地 等
生活環境	大気、悪臭、水質、騒音・振動、土壌、地下水、有害物質、環境美化 等
地球環境	地球温暖化対策、気候変動、再生可能エネルギー、省エネルギー、ごみの減量、リサイクル、廃棄物処理、水の有効利用 等
環境パートナーシップ (環境活動)	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報の発信 等

(2) 計画の期間

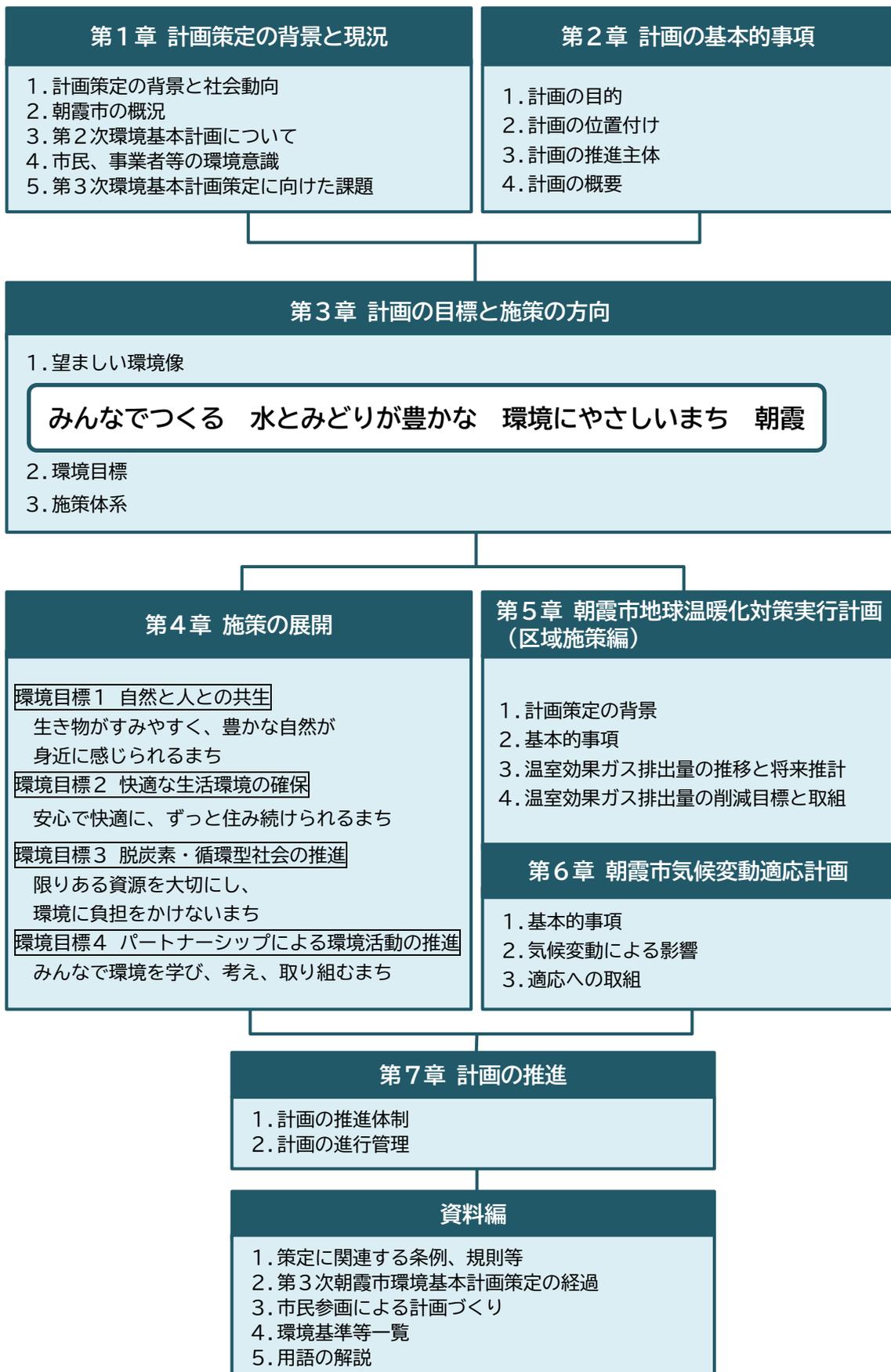
計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間としています。

計画の推進は、毎年、進捗状況の点検結果を公表するとともに、環境や社会経済情勢の変化、市の整備等の進捗状況に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間



(3) 計画の構成



<コラム> 黒目川

市内を東西に流れる黒目川は、東京都及び埼玉県を流れる荒川水系の一級河川です。東京都小平霊園内の樹林地の湧水を水源として、東久留米市、埼玉県新座市、朝霞市を流れて朝霞市大字根岸で新河岸川へ合流します。

川沿いには遊歩道などが整備されている場所が多く、散策やウォーキング、ジョギングなどを楽しむ多くの人が集まります。周囲の田園風景や新河岸川との合流地点のわくわく田島緑地などとともに、四季折々の景観が訪れる人々を楽しませています。毎年春には「黒目川花まつり」が開催され、朝霞市産業文化センター周辺や黒目川流域において様々なイベントが行われるなど、朝霞市の観光名所となっています。

市民の憩いの場となっている黒目川も、高度成長期には、周辺の宅地化により生活排水が流入し、水質が悪化していました。その後、下水道網の整備が進んだことや河川環境を保全・再生させる改修を行ったことなどにより、豊富な湧水や水際植生による浄化作用が働き、近年は水質が大幅に改善しています。現在では、荒川や新河岸川からアユが遡上するなど、多くの魚類が生息できる川に回復しています。

今後も、きれいな黒目川の風景をいつまでも楽しめるように、地域と行政が協力して、美しい河川環境を守っていきましょう。

■黒目川と桜並木

